

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市行政不服審査会		
開催日時	令和7（2025）年6月9日（月） 午後2時20分から午後2時30分まで		
開催場所	みよし市役所5階 特別会議室		
出席者	【委員】 坂口委員（会長）、南谷委員、倉橋委員、石井委員、深谷委員 【事務局】 城総務部部長、近藤総務部次長兼総務課課長、森田主幹、小野田専任副主幹、深田主事		
次回開催予定日	令和7（2025）年8月20日（水）		
問合せ先	総務部総務課 深田、小野田 電話 0561-32-8000（直通） メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	○総務部次長兼総務課課長；それでは、議題に入りたいと思います。 みよし市行政不服審査会条例第8条の規定により、会長が議長となっておりますので、会議の取り回しは会長にお願いいたします。それでは会長よろしくをお願いいたします。 ○坂口会長：それでは、議題1点目の「令和6年度行政不服審査請求状況について」、事務局より説明をお願いします。 ○総務課主事：個人情報公開・個人情報保護審査会に続きまして総務課の深田から令和6年度の行政不服審査法に基づく審査請求の状況について説明させていただきます。次第をおめくりいただき、1ページを御覧ください。 令和6年度行政不服審査法に基づく審査請求状況について、処分担当課別の審査請求件数等を載せさせていただいております。 審査請求の件数は12件で、税務課が1件、納税課が11件となっております、税務課の請求については、請求者から		

	取下げがされております。 また、各審査請求の内容についてですが、市民税・県民税・森林環境税に関する賦課処分についての審査請求が1件、給与・預金差押えについての審査請求が3件、その他督促処分、配当処分等についての請求となっております。 案件については、取下げの1件を除き、現在審理員が審理を行っているところでございます。事案の詳細については、審理員から審理員意見書が提出され、審査庁に諮問がされたら、次回以降の審査会における審議の際に概要を説明させていただく予定でございますので、本日は事例の紹介にとどめさせていただきます。ご理解ください。 事務局からの説明は以上です。 ○坂口会長：それでは、ただ今の事務局からの説明を受けて、委員の皆様、御意見、御質問がございましたらお願いします。 ○深谷委員：この案件（納税課に対する請求を指して）はもう差し押さえて最後まで終わっているのですか。 ○総務課主事：進行形のものもあります。詳細については、次回以降の審査会で説明いたします。 ○坂口委員：はい。他に御意見等はありませんか。ないようでしたら、議題1点目については、これで終了することとします。 次に、議題2点目ですが、先ほど説明があったとおり「みよし市情報公開・個人情報保護審査会」で調整した日と同日とするということで、委員の皆様お願いします。 その他、何かございますか。 特にないようですので、これを持ちまして、令和7年度第1回みよし市行政不服審査会を終了します。 ○総務部次長兼総務課課長：ありがとうございました。次回の行政不服審査会につきましては、時期が近づいてまいりましたら、開催通知や資料を送付いたします。 本日は、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。
--	---